毒物劇物
運搬マニュアル

毒物・劇物の運搬は適正に！

愛知県

注）法…毒物及び劇物取締法、令…同法施行令、規則…同法施行規則

1　毒劇物とは

法第 2 条第 1 項、第 2 項、第 12 条第 1 項、

(1)　化学物質等（医薬品、医薬部外品を除く）のうち、人体に対する毒性の特に強いものが、毒物又は劇物（以下「毒劇物」という）に指定されています。（法第 2 条第 1 項、第 2 項）

(2)　①　毒劇物の容器及び被包には、次の表示をしなければなりません。（法第 12 条第 1 項）

「医薬用外」の文字及び	毒物	（赤地に白文字）
「医薬用外」の文字及び	劇物	（白地に赤文字）

②　①以外に、製造（輸入）業者により次の表示がされています。（法第 12 条第 2 項）

毒劇物の名称、成分及びその含量、製造（輸入）業者の住所・氏名等

運搬する前に、適切な表示がされているか確認しておきましょう。

2　知事等への届出

法第 22 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、令第 41 条、第 42 条、規則第 13 条の 13、第 18 条

令別表第 2 の 23 品目（6 ページ参照）を、次のとおり運搬する場合は、その事業場ごとに所轄の保健所（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市内の事業場については、各市の保健所等）に業務上取扱者の届出が必要です。届出は、毒劇物を取り扱うこととなった日から 30 日以内に提出しなければなりません。

（1）大型自動車（最大積載量が 5,000 kg 以上の自動車又は被けん引車）に固定された容器（タンクローリー）を用いて毒劇物を運搬する事業

（2）内容量が 1,000 L（四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合は、200 L）以上の容器を大型自動車に積載して毒劇物を運搬する事業

届出に併せて、毒物劇物取扱責任者の設置とその届出が必要となります。

また、上記の条件に該当しない場合であっても、以下に述べる容器や積載方法、事故の際の措置などの規定・規制があります。

3　運搬の容器等

法第 16 条第 1 項、令第 40 条の 3 第 3 項

車両を使用して全ての※毒劇物を運搬する場合、容器又は被包の使用について次の規定があります。

- 容器又は被包に収納されていること。
- ふた、弁等により、容器又は被包が密閉されていること。
- 1 回につき 1,000 kg以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒劇物の名称、成分が表示されていること。（図 1、2 参照）

※　四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には別に規定があります。

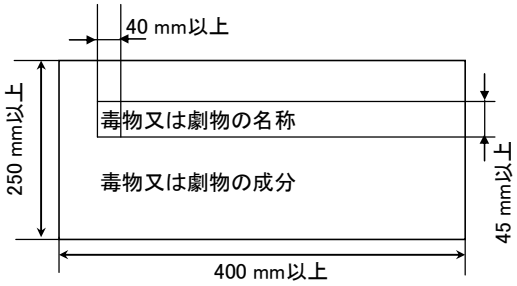

図 1　表示の大きさ

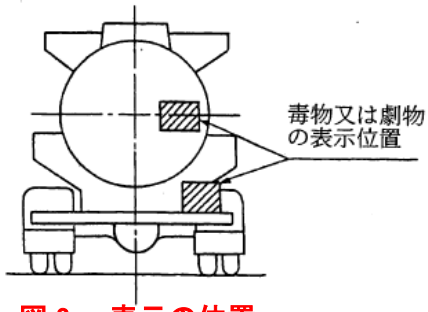

図 2　表示の位置

4　積載の態様

法第 16 条第 1 項、令第 40 条の 4 第 4 項

車両を使用して全ての※毒劇物を運搬する場合、積載の態様について次の規定があります。

- 毒劇物が収納された容器又は被包が、落下、転倒、あるいは破損し、毒劇物が漏れ出したり、落下、紛失することがないように、ロープ、当板等を用い、荷台にしっかりと固定すること
- 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、積載した容器又は被包が積載装置の長さ、幅を超えないように積載されていること

※　四アルキル鉛を含有する製剤及び弗化水素（弗化水素　70%以上含有する製剤を含む。）を運搬する場合には別に規定があります。

5　運搬方法

法第 16 条第 1 項、令第 40 条の 5 第 2 項、規則第 13 条の 4、第 13 条の 5、第 13 条の 6

令別表第 2 の 23 品目（6 ページ参照）を 1 回に、車両を使用して 5,000 kg 以上運搬する場合には、次の規定があります。

標　識	30 cm 平方の板に、黒地に白文字で「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げること。（図 3、4 参照）
保護具	品目ごとに定められた防毒マスク、ゴム手袋等事故の際に応急措置を講ずるために必要な保護具を 2 人分以上備え、常時点検し、使用可能な状態にしておくこと。（規則別表第 5、6 ページ参照）また、積込み時、積下ろし作業時には、保護具を装着し、不慮の事故に備えること。
交　替 運転手	連続運転時間（1 回が連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が 4 時間を超える場合や運転時間が 1 日当たり 9 時間を超える場合、交替して運転する者を同乗させること。
書　面	運搬中には、その毒劇物の名称、成分及びその含量、事故の際の応急措置の内容を記載した書面を携帯すること。

※　四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には別に規定があります。

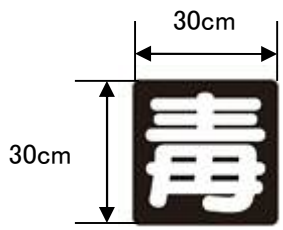

図 3　標識

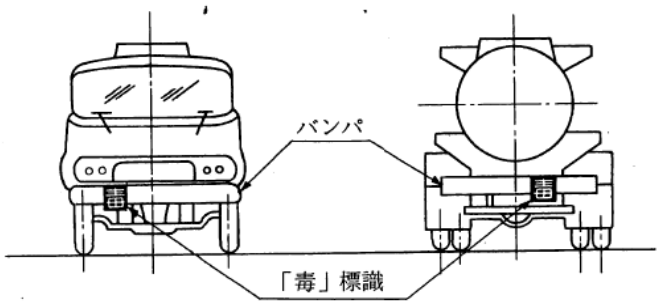

図 4　標識の取付位置

6　荷送人の通知義務

法第 16 条第 1 項、令第 40 条の 6、規則第 13 条の 7

1 回の運搬につき 1,000 kgを超える量の毒劇物の運搬を他に委託する場合、荷送人は運送人に対し、あらかじめ、毒劇物の名称、成分及びその含量、数量、事故の際の応急措置の内容を記載した書面を交付することが必要です。

7　事故の際の措置

法第 17 条

取り扱う毒劇物について、事故が発生した場合は、直ちに適正な措置を講じなければなりません。

**飛散、漏れ
流出、地下浸透** ‥‥ 直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる

盗難、紛失 ‥‥ 直ちに警察署に届け出る

運搬中に毒劇物が紛失したりすることのないように、積込み時、積下ろし時及び運送業者間の中継点での授受の確認を行いましょう。

８　運搬容器に関する基準（行政指導）

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準その１～その４

法第 16 条第 1 項の規定による基準が政令で定められるまでの間適用されるもの（旧厚生省通知）で、主な内容は以下のとおりです。（詳細については、基準にてご確認ください）

(1) 全ての液体状の毒劇物（四アルキル鉛を含有する製剤を除く）**を 1 回に 1,000 L 以上の固定容器又はタンクコンテナに収納して運搬する場合**（例：タンクローリー、ISO コンテナ）

＊無機シアン化合物（液体状）・弗化水素（製剤を含む）を内容積 1,000 L 以上の固定容器で運搬する場合を除く。

＜毒物及び劇物の運搬容器に関する基準（その１）・（その２）＞

①空間容積

容器又はタンクコンテナ内は、5%以上の空間を残して収納する。

防波板又は間仕切のない固定容器又はタンクコンテナは、空間容積を 5%以上 20%以下とする。

②毒劇物の名称及び成分の表示

容器後部の鏡板又は車両後部の見やすい場所に掲げた表示板に、運搬する毒劇物の名称及び成分を表示する。

③運搬方法（一部の毒劇物のみ）

7ページの 16 品目を 1 回につき **5,000 kg以上**運搬する場合には、令第 40 条の5第2項の規定（2ページ「5　運搬方法」参照）に準じた**標識**の掲示、**保護具**の備え、**交替運転手**の同乗、応急措置等を記した**書面**の携帯が必要である。（保護具については、8～10 ページ参照）

④点検等（10 ページ参照）

使用前点検（使用の都度）及び定期点検（年1回以上）を実施し、記録を保存する。

(2) 全ての毒劇物（四アルキル鉛を含有する製剤並びに可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤を除く）**を内容積が 450 L 以下の小型運搬容器に収納して運搬する場合**（例：ドラム缶）

＊内容積が 450 L 以下であっても中型運搬容器を使用する場合を除く。

＊高圧ガス保安法第2条に定める高圧ガス・放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に定める放射性同位元素を運搬する場合を除く。

＜毒物及び劇物の運搬容器に関する基準（その３）＞

①一般規定

容器の種類、材質、毒劇物の包装等級に応じて認められる最大内容積及び最大収納重量が定められている。

②容器への収納

- 温度変化等により毒劇物が漏れないように密閉する。（ガスの発生により容器内の圧力が上昇するおそれがある場合は、ガス抜き口を設けた容器に収容することが可能）
- 固体の毒劇物は、容器の内容積の 95 %以下の収納率で収納する。
- 液体の毒劇物は、容器の内容積の 98 %以下の収納率で、かつ、55℃で漏れないように十分な空間容積を確保する。
- 原則として、1 つの外装容器に他の毒劇物を収納してはいけない。
- 運搬中に融解するおそれのある固体の毒劇物は、袋類の内装容器（組合せ容器）、ファイバドラム及び袋類（単一容器）に収容してはいけない。

③積載の態様

1ページ「4　積載の態様」に記載の規定に加え、以下の措置を講ずること。

- 容器の収納口を上方に向けて積載すること。（組合せ容器の外装容器及び袋類を除く）
- 容器の積み重ね高さは、3 メートル以下とすること。
- 容器の外部には、日光の直射及び雨水の浸透を防止するための措置が講じられていること。

④運搬方法

気体若しくは液体の毒劇物を、車両を使用して 1 回につき **5,000 kg以上**運搬する場合には、令第 40 条の5第2項の規定（2ページ「5　運搬方法」参照）に準じた**標識**の掲示、**保護具**の備え、**交替運転手**の同乗、応急措置等を記した**書面**の携帯が必要である。（保護具については、8～10 ページ参照）

⑤容器の表示

容器試験合格を示すため、容器には、種類、包装等級、比重（単一容器）、最大収納重量（組合せ容器の外装容器、固体を収容する容器）、製造年（西暦年の下 2 桁）、国名記号等を表示する。

(3) 全ての毒劇物（四アルキル鉛を含有する製剤並びに可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤を除く）**を中型運搬容器に収納して運搬する場合**（例：IBC 容器）

＊ 無機シアン化合物（液体状）・弗化水素（製剤を含む）を内容積 1,000 L 以上の固定容器で運搬する場合を除く。

＊ 高圧ガス保安法第2条に定める高圧ガス・放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に定める放射性同位元素を運搬する場合を除く。

中型運搬容器とは：

内容積が、3.0 m^3 あるいは **3,000 L 以下**（包装等級Ⅱ又はⅢの固体又は液体の毒劇物の場合。包装等級Ⅰの固体の毒劇物を硬質プラスチック及び複合容器に収納する場合は 1.5 m^3 以下）であって、**機械により荷役される構造を有し**、取扱い又は運送時に生じる試験に定める応力に耐える容器のこと。

＜毒物及び劇物の運搬容器に関する基準（その4）＞

①一般規定

容器の種類、材質、毒劇物の包装等級に応じて認められる最大内容量が定められている。

②容器への収納

・ 温度変化等により毒劇物が漏れないように密封する。（ガスの発生により容器内の圧力が上昇するおそれがある場合は、ガス抜き口を設けた容器に収容することが可能）

・ 固体の毒劇物は、容器の内容積の 95%以下の収納率で収納する。

・ 液体の毒劇物は、容器の内容積の 98%以下の収納率で、かつ、50℃で漏れないように十分な空間容積を確保して収納する。

・ 運搬中に融解するおそれのある固体の毒劇物は、液体状態における当該物質の運搬に適応した容器に収納する。

・ 連続して複数の閉鎖装置が付いている容器に収納する場合の閉鎖順序は、収納後の内容物に近い閉鎖装置から閉鎖すること。

・ 容器に、腐食、汚染又は損傷がないこと及び付属装置の機能が適切であることを確かめた上で、毒劇物を収納すること。設計強度に比べて強度低下が認められた容器には、収納しないこと。

・ 金属製容器には、50℃で蒸気圧が 110 kPa を、又は 55℃で 130 kPa を超える液体の毒劇物を収容してはいけない。

・ 硬質プラスチック製容器に液体の毒劇物を収納する場合、運搬中の内部圧力に対して適切な耐性を有する容器に収納する。

・ 製造から 5 年以上経過した硬質プラスチック製容器に液体の毒劇物を収納してはいけない。

③積載の態様

1ページ「4　積載の態様」に記載の規定に加え、以下の措置を講ずること。

・ 運搬中の移動及び衝撃を防止し、適当な外部支持により確実に輸送ユニットに固定すること。

・ 容器の積み重ね高さは、3 メートル以下とすること。

・ 容器の外部には、日光の直射及び雨水の浸透を防止するための措置が講じられていること。

④運搬方法

気体若しくは液体の毒劇物を、車両を使用して 1 回につき **5,000 kg以上**運搬する場合には、令第 40 条の5第2項の規定（2ページ「5　運搬方法」参照）に準じた**標識**の掲示、**保護具**の備え、**交替運転手**の同乗、応急措置等を記した**書面**の携帯が必要である。（保護具については、8～10 ページ参照）

⑤容器の表示

容器試験に合格していることを表示するため、容器には、種類、包装等級、製造年月、国名記号、容器製造業者名称等、最大許容総質量又は最大収納重量等を表示すること。

９　毒劇物の運搬事故時における応急措置について

毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準　その１～その９

旧厚生省通知によりその１からその９までの基準が制定されました。主な内容は次のとおりです。

(1)趣旨

本基準は、単に運搬時に運転者等に所持させるだけではなく、危害防止規定の一環として、毒劇物の管理・責任体制の中に組み入れ、事故を起こした際迅速に応急措置が行えるよう、従業員の教育及び訓練に役立てるべきものであること。

(2)運用上留意すべき事項

ア　漏えい時の措置

事故を起こした場合には、その旨を直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、製造業者、荷送人等の関係先に至急連絡を取り、それらの指示を仰ぐ。

また、漏えいした場合には、まずその漏えいを止めることが原則である。この場合、毒劇物による危害に十分注意する。

イ　出火時の措置

可燃性ガスの毒劇物にあっては、消火の際、その毒性について考慮する必要がある。

ウ　暴露・接触時の措置

事故現場に居合わせて、少しでも毒劇物を吸入し、又は毒劇物に接触した者等についても、この措置を応用する。また、救急方法を行うにあたっては、次の点に留意する。

(ア)付着又は接触した毒劇物を水等で洗い流す場合は、付着又は接触後直ちに行わなければ十分な効果が期待できない。

(イ)汚染された衣服や靴を脱がす場合は、衣服等が皮膚に付着していることがあるので、皮膚をはがさないよう注意しながら行うこと。場合によってはハサミで衣服を切り取るなどの措置が必要である。

(ウ)肺水腫を起こしたときに行う人工呼吸は、気道が舌でふさがる(舌根沈下)おそれがあるので、呼気吹き込み人工呼吸(装置を用いる方法もある。)が望ましい。また、気道分泌物・吐しゃ物等による気道閉そくに注意する。

エ　注意事項

前記ア～ウのほか、水をかける際の危険性、発生ガスによる爆発など、特に注意すること。

オ　保護具

保護具の使用の際は、毒劇物の種類、作業時間等を十分考慮する必要がある。また、施行規則第 13 条の 6 で定める保護具以外のものも本基準に取り入れているので、運搬時には、これらのものを携帯させることが望ましい。

カ　その他

運搬する車両等には、次に掲げるものから毒劇物に応じ必要なものを選択して備えることが望ましい。

ロープ、「立入禁止」の札、手ぬぐい、むしろ、シート、吸着剤(土砂、活性白土、おがくず、活性炭、タルク、けいそう土、石膏等)、化学処理剤(消石灰、水酸化ナトリウム、アンモニア水、硫酸第一鉄等)、消火剤、救急用水、救急用具(毛布、空気呼吸器等)　など

具体的な運搬事故時の措置については、毒劇物の成分ごとに異なるため、品目ごとに示された基準を参照すること。

１０　その他

(1)四アルキル鉛、弗化水素、液体状の無機シアン化合物については、容器の材質、板厚、構造及び積載の態様について、別途規定があります。

(2)毒劇物の中で、危険物や高圧ガス等に該当するものは、さらに関係他法令の規制を受けます。

(3)化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針(平成 5 年 3 月 26 日付け厚生省・通商産業省告示第 1 号　平成 13 年厚生労働省・経済産業省告示第 2 号最終改正)に基づき、化学物質安全データシートの交付又は受理を行い、毒劇物の危害防止に努める必要があります。

運送業の届出が必要な毒劇物及び車両に備える保護具Ⅰ

以下の品目について1ページ「2　知事等への届出」で示したとおり運搬する場合は運送業の届出が必要です。さらに、以下の品目を車両を使用して1回に**5,000 kg以上**運搬するときは、2ページの「5　運搬方法」により運搬し、次の保護具の配備が必要です。（令別表第 2、法第 16 条第 1 項、令第 40 条の 5 第 2 項、規則第 13 条の 6、別表第 5）

	毒劇物の名称	適　用 ※1			保護具	
		原体	製剤	（製剤の適用除外）		
1	黄燐（りん）	○			保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 ※2	酸性ガス用防毒マスク
2	四アルキル鉛 ※2		○	―		有機ガス用防毒マスク
3	無機シアン化合物たる毒物	○	△	―		青酸用防毒マスク
4	弗（ふっ）化水素	○	○	―		酸性ガス用防毒マスク
5	アクリルニトリル	○				有機ガス用防毒マスク
6	アクロレイン	○				有機ガス用防毒マスク
7	アンモニア	○	△	10%以下		アンモニア用防毒マスク
8	塩化水素	○	△	10%以下		酸性ガス用防毒マスク
9	塩素	○				普通ガス用防毒マスク
10	過酸化水素	○	○	6%以下		保護眼鏡
11	クロルスルホン酸	○				酸性ガス用防毒マスク
12	クロルピクリン	○				有機ガス用防毒マスク
13	クロルメチル	○				有機ガス用防毒マスク
14	硅弗（けいふっ）化水素酸	○				酸性ガス用防毒マスク
15	ジメチル硫酸	○				酸性ガス用防毒マスク
16	臭素	○				普通ガス用防毒マスク
17	硝酸	○	△	10%以下		酸性ガス用防毒マスク
18	水酸化カリウム	○	△	5%以下		保護眼鏡
19	水酸化ナトリウム	○	△	5%以下		保護眼鏡
20	ニトロベンゼン	○				有機ガス用防毒マスク
21	発煙硫酸	○				酸性ガス用防毒マスク
22	ホルムアルデヒド	○	△	1%以下		有機ガス用防毒マスク
23	硫酸	○	△	10%以下		保護眼鏡

△：液体状のもの

【備　考】

1　この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる
2　防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る
3　保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る
4　保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る

※1 適用の見方；（例）上表　7→アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア　10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

※2 四アルキル鉛の保護手袋、保護長ぐつ、保護衣は白色のものに限る

車両に備える保護具Ⅱ

以下の品目については、固定容器又はタンクコンテナで1回に 5,000 kg以上運搬するときは、3 ページの(1)の「③ 運搬方法」により運搬し、次の保護具の配備が必要です。(毒物及び劇物の運搬容器に関する基準ーその1及びその2 別添 3)

	毒劇物の名称	適用			保護具	
		原体	製剤	(製剤の適用除外)		
1	アクリルアミド		△	ー	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣	保護眼鏡
2	塩素酸塩類(爆発薬を除く。)		△	ー		
3	重クロム酸塩類		△	ー		
4	無水クロム酸		△	ー		
5	アニリン	○				保護眼鏡 有機ガス用 防毒マスク
6	キシレン	○				
7	クレゾール	○	○	5%以下		
8	クロロホルム	○				
9	酢酸エチル	○				
10	四塩化炭素	○	○	ー		
11	トルエン	○				
12	二硫化炭素	○	○	ー		
13	フェノール	○	○	5%以下		
14	メタノール	○				
15	メチルエチルケトン	○				
16	硼弗(ほうふっ)化水素酸	○				保護眼鏡 酸性ガス用 防毒マスク

△:液体状のもの

【備 考】

1 この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる
なお、「アニリン、クロロホルム、四塩化炭素及びこれを含有する製剤並びに二硫化炭素及びこれを含有する製剤」の「有機ガス用防毒マスク」及び「硼弗化水素酸」の「酸性ガス用防毒マスク」については「空気呼吸器」を備えることが可能であるならば、「空気呼吸器」を備えることが望ましい

2 防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る

3 防毒マスクの吸収缶は、予備として有効期間内の未開封品を一人あたり 2 個以上備える

4 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る

5 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る

車両に備える保護具Ⅲ

小型運搬容器又は中型運搬容器に収納した毒劇物を1回に 5,000 kg以上運搬するときは、保護具の配備が必要です。

なお、保護具については、規則別表第 5(6 ページ)、「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準(その1)別添3」(7ページ)、「毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その1～その9)」及び下表を参考として車両に配備します。(毒物及び劇物の運搬容器に関する基準－その3運用指針別添 2)

	毒劇物の名称	適　用			保護具
		原体	製剤	(製剤の適用除外)	
1	アニリン	○			保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡 有機ガス用防毒マスク
2	N－アルキルアニリン	○			
3	2－イソプロピル－4－メチルピリミジル－6－ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン)	○	△	1%以下	
4	1, 1'－イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン (別名イミノクタジン)		△	3.5%以下	
5	O－エチル－O－(2－イソプロポキシカルボニルフェニル)－N－イソプロピルチオホスホルアミド (別名イソフェンホス)	○			
6	N－エチル－O－(2－イソプロポキシカルボニル－1－メチルビニル)－O－メチルチオホスホルアミド(別名プロペタンホス)	○			
7	エチルジフェニルジチオホスフェイト	○			
8	2－エチルチオメチルフェニル－N－メチルカルバメート (別名エチオフェンカルブ)	○			
9	エチルチオメトン	○			
10	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN)		△	－	
11	O－エチル－O－4－メチルチオフェニル－S－プロピルジチオホスフェイト	○			
12	エチレンクロルヒドリン	○			
13	クレゾール	○	○	5%以下	
14	2－クロルメチルトリメチルアンモニウム塩類		○	－	
15	クロルピクリン	○	○	－	
16	酢酸エチル	○			
17	有機シアン化合物たる劇物	○	△	－	
18	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト	○	○	－	
19	O, O'－ジエチル＝O''－(2－キノキサリニル)＝チオホスファート (別名キナルホス)		○	－	
20	ジエチル－3, 5, 6－トリクロル－2－ピリジルチオホスフェイト		△	1%以下	
21	ジエチル－(5－フェニル－3－イソキサゾイル)－チオホスフェイト(別名イソキサチオン)		○	2%以下	
22	ジニトロクレゾール		△	－	

△　:液体状のもの

	毒劇物の名称	適用			保護具
		原体	製剤	（製剤の適用除外）	
23	2，2’－ジピリジニウム－1，1’－エチレンジブロミド		○	－	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡 有機ガス用防毒マスク
24	ジプロピル－4－メチルチオフェニルホスフェイト	○			
25	ジメチル－2，2－ジクロルビニルホスフェイト （別名DDVP）	○	△	－	
26	ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル		△	3%以下	
27	3－ジメチルジチオホスホリル－S－メチル－5－メトキシ－1，3，4－チアジアゾリン－2－オン		△	－	
28	2，2－ジメチル－2，3－ジヒドロ－1－ベンゾフラン－7－イル＝N－〔N－（2－エトキシカルボニルエチル）－N－イソプロピルスルフェナモイル〕－N－メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）	○			
29	1，1’－ジメチル－4，4’－ジピリジニウム塩類		○	－	
30	ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイト		△	－	
31	ジメチル－（N－メチルカルバミルメチル）－ジチオホスフェイト （別名ジメトエート）		△	－	
32	ジメチル－4－メチルメルカプト－3－メチルフェニルチオホスフェイト	○	△	2%以下	
33	3－（ジメトキシホスフィニルオキシ）－N－メチル－シス－クロトナミド	○			
34	テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト	○			
35	トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト		△	10%以下	
36	トルイジン	○			
37	トルエン	○			
38	ニコチン塩類		△	－	
39	砒（ひ）素化合物たる毒物		△	－	
40	フェノール		○	5%以下	
41	ブラストサイジンS塩類		△	－	
42	メチルイソチオシアネート		○	－	
43	5－メチル－1，2，4－トリアゾロ〔3，4－b〕ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール）		△	8%以下	
44	N－メチル－1－ナフチルカルバメート		△	5%以下	
45	3－メチルフェニル－N－メチルカルバメート		△	2%以下	
46	2－（1－メチルプロピル）－フェニル－N－メチルカルバメート	○	△	2%以下	
47	一水素二弗（ふつ）化アンモニウム		△	－	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡 酸性ガス用防毒マスク
48	ブロム水素		△	－	
49	硼弗（ほうふつ）化水素酸	○			

△ ：液体状のもの

	毒劇物の名称	適　用			保護具
		原体	製剤	（製剤の適用除外）	
50	クロム酸塩類		△	（クロム酸鉛70%以下）	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡
51	重クロム酸塩類		△	―	
52	無水クロム酸		△	―	

△　：液体状のもの

【備　考】

1　この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる

2　防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る

3　保護眼鏡は、プラスチック製のものに限る

4　保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る

容器等の定期検査表

（毒物及び劇物の運搬容器に関する基準ーその2運用指針第 17-1 図）

容器の使用者名		点検等年月日	年　月　日
容器の型式番号		車両ナンバー	
点検等実施者名		所　属	
運搬している毒物又は劇物の成分名及び含有量			
点検等項目	点検等の方法	点検等結果	措置年月日・措置内容
容器本体	目視		
容器受け台と車両	目視、ハンマーテスト等		
マンホール	目視、ハンマーテスト等		
注入口	目視等		
防護枠・側面枠	目視		
弁類	目視、操作等		
配管	目視、ハンマーテスト等		
底弁手動閉鎖装置	レバー操作等		
作業用ホース・結合金具	目視		
表示・標識	目視		
ポンプ	目視		
容器内部（ライニング、防波板等）	目視、ピンホールテスター等		
保護具（種類、数量、吸収缶の有効期間等）	目視		
その他（温度計、圧力計、その他の機器及び装置等）			

注）固定容器においてシャシを変更した場合、変更後の定期検査表の「車両ナンバー」欄に記載の車両ナンバーは、旧シャシの車両ナンバーも併せ記載すること

運搬事業上の留意点について

毒物又は劇物の運搬を行う事業者は、その車両を運転する者（運転者）に対し、法定速度の遵守等安全運転の教育及び事故の際の応急措置に関する教育等を実施するとともに、運転者の過労防止対策、タコメータによる運転速度の確認の励行、運転計画及び運行記録による過密運行防止のための確認及び点検等を行うことが大切です。

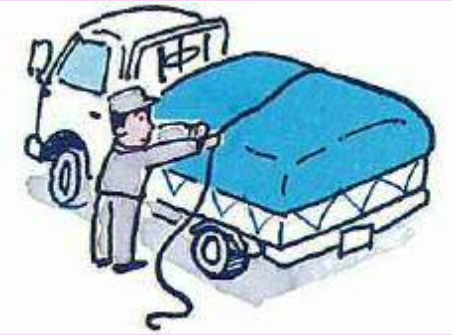

毒物劇物の事務手続・取扱い等についてのご相談は、下記窓口へお問い合わせください。
ただし、**名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市**内の事業所については下記の各市保健所へお問い合わせください。

愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課　052-954-6305（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）			
瀬戸保健所	0561-82-2197	知多保健所	0562-32-6211
豊明保健分室	0562-92-9133	衣浦東部保健所	0566-21-4797
春日井保健所	0568-31-2189	安城保健分室	0566-75-7441
小牧保健分室	0568-77-3241	みよし駐在	0561-34-4811
江南保健所	0587-56-2157	西尾保健所	0563-56-5241
清須保健所	052-401-2100	新城保健所	0536-22-2204
稲沢保健分室	0587-21-2251	設楽出張窓口	0536-62-0571
津島保健所	0567-26-4137	豊川保健所	0533-86-3177
半田保健所	0569-21-3342	蒲郡保健分室	0533-69-3156
美浜駐在	0569-82-0078	田原保健分室	0531-22-1238

名古屋市保健所	052-972-2651（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
豊橋市保健所	0532-39-9101（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
岡崎市保健所	0564-23-6187（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
一宮市保健所	0586-52-3855（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
豊田市保健所	0565-34-6723（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

このリーフレットは毒物劇物を運搬する際、毒物及び劇物取締法及び関連基準などで定められていることの一部を抜粋して解説したものです。
詳細については、法令集及び通知集などで内容を確認してください。
なお、毒物及び劇物取締法以外にも、他の法令で規制されている場合がありますので、それぞれの法律を所管している窓口で確認をしてください。

令和３年度作成